

吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の産業振興に関し、基本理念及び施策の基本的方針を定めること等により、産業振興施策を総合的に推進し、もって本市の発展を図るとともに、事業者、勤労者及び市民の幸福実感向上に寄与することを目的とする。

—(基本理念)—

第1条 事業者、勤労者、市民及び市の四者の協働に基づいた産業振興施策により、市の発展を図ると共に、市民、事業者及び勤労者の幸福実感向上を目指したまちづくりを推進する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 営利非営利を問わず、市内においてで事業を営む法人、団体及び個人をいう。

(2) 勤労者 市内に在勤する者をいう。

(3) 市民 市内に在住し、又は在学する者をいう。

(4) 市 吉川市をいう。

(45) 産業経済団体 事業者によって組織された産業振興等を目的とする団体等をいう。

(56) 学校 学校教育法 (昭和222年法律第2626号) 第11条に規定する学校で市内に所在するものの学校をいう。

(67) 協働 異なる主体が、課題を解決するために目的意識を共有し、相互の立場及び特性を認識し、、及び尊重しながら、、共通の目標に向かって取組を行うことをいう。

(基本理念)

第3条 事業者、勤労者、市民及び市は、協働に基づいた産業振興施策により、本市の発展を図るとともに、事業者、勤労者及び市民の幸福実感向上を目指したまちづくりを推進する。

(基本的方針)

第43条 前条の基本理念に基づき、産業振興施策の基本的方針は、次に掲げるとおりとする。を次のとおり定める。

(1) 農商工業用地の確保、と整備及び保全、新規参入の可能な環境整備、道路網の整備等を推進することにより、市内産業基盤の整備を図ること。

(2) 起業及び創業を推進するととも共に、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等 (以下

「若者等」という。）の活躍できる場の創出等、新しい挑戦を推進することにより、市内産業の活性化を図ること。

- (3) 事業後継者の計画的な育成、円満な事業売却及びや合併等による、事業者の円滑な事業承継を推進することにより、持続的な雇用及びと産業の発展を図ること。
- (4) 事業者の情報発信及びや交流、融資制度の拡充、農商工の事業連携連携事業、新商品の開発、販路の拡大等により、事業者の経営基盤の強化を図ること。
- (5) 雇用及びや就労への支援により、市内事業者の人材確保を推進しすると共に、並びにワークライフバランスの推進等を行うことにより、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等、若者等、多様な勤労者がその能力を最大限に発揮できる環境を目指すこと。
- (6) 職住近接を推進することにより、市内経済循環の活性化及びと地域の活力向上を図ること。
- (7) 産業経済団体と市の連携の強化を図ることにより、地域の活性化を図ること。
- (8) 地域ブランドの創造と、販売網の整備等を推進することにより、市外との経済循環を活性化すること。
- (9) 市内観光資源の開発及びと活用による、観光基盤整備を推進し進め、並びに市と事業者との協働イベント、新商品開発等を推進することにより、経済の活性化を図ること。
- (10) 災害時におけるの相互協力の推進等を通し、危機管理体制の強化を図ること。
- (11) 環境負荷を低減する新エネルギーへの転換を推進することにより、持続可能な社会の実現を目指すこと。
- (12) 産業を通じた子ども供たちへの教育を推進することにより、次世代の地域産業を担う人材の育成を図ること。
- (13) 市民への情報提供を通しこの本条例の基本理念の理解を図ることにより、市民との協働による産業振興施策を推進すること。
- (14) 産業を通じたシティプロモーションを行うことにより、市民のシビックプライドと郷土愛を育むこと。み、市民としてのアイデンティティの確立を推進する。

(市の責務)

第5-4条 市は、前条の基本的方針を総合的かつ計画的に推進するため、必要な調査、研究及び施策の立案を行い、財政上の措置を講ずるものとする。

2 市は、吉川市総合振興計画等に基づくをはじめとした各計画、各施策と産業振興施策の整合を図るものとする。

3 市は、国、都道府県その他の関係機関等の取組についてのや情報収集と情報提供に努める。

- 4 市は、事業者、勤労者、市民及び市の四者による意見交換の場を設ける作よう努める。
- 5 市は、産業振興施策について、事業者、勤労者及び市民に情報提供を行い、理解を得よう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6-5条 事業者は、経済的又は社会的な環境の変化に対応して、自主的に事業活動の維持及び発展に努めるものとする。

- 2 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、及び雇用環境の充実及び円滑な事業承継継承を図り、勤労者の生活を保障するとともに、高い士気のもとに、勤労者の自発性が発揮される環境を企業内に確立するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、産業経済団体に加入するように努めるとともに、産業経済団体が行う活動に協力し、事業者間の連携を推進することで市内経済循環を活性化するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、この本条例の基本理念を理解し、第3条の基本的方針を推進する市と協働し、市の市内産業及びとまちづくりの発展のため、産業振興に関する施策への協力に努めることとする。
- 5 事業者は、地域社会を構成する一員としての責任を認識し、持続可能で豊かな地域社会の実現に貢献し、勤労者及び市民の幸福実感を向上させるよう努めるものとする。

(勤労者の役割)

第7-6条 勤労者は、本この条例の基本理念を理解し、市の市内産業及びとまちづくりの発展のため、産業振興に関する施策への協力に努めることとする。

- 2 勤労者は、自身の知識や技能が市内の産業を支えていることを理解し、勤労や地域の消費行動を通じて市内の産業の振興の推進に寄与するよう努めることとする。
- 3 勤労者は、消費者としての行動が市内産業に与える影響を理解し、その消費行動を通じて市内産業の振興に寄与するよう努める。

(市民の理解及び協力)

第8-7条 市民は、本この条例の基本理念を理解し、市の市内産業と及びまちづくりの発展のため、産業振興に関する施策への協力に努めることとする。

- 2 市民は、市の歴史、文化、及び産業について理解を深め、主体的にまちづくり市政運営に参加するよう努めるものとする。
- 3 市民は、消費者としての行動が市内の産業に与える影響及び効果を理解し、その消費行動を通じて市内の産業の振興の推進に寄与するよう努めることとする。

(学校の役割)

第9-8条 学校は、次世代の地域産業を担う人材の育成のため、本この条例に基づく産業振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校は、市の歴史、文化及び産業についての理解を深めるための事業をの実施するように努めるものとする。

(産業振興計画吉川市産業振興会議)

第10-9条 市長は、産業振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、産業振興に関する計画
(以下「産業振興計画」という。)を策定するものとする。市は、本条例の目的の達成及び産業
振興施策の推進のため、吉川市産業振興会議(以下、「産業振興会議」という。)を設置する。

2 産業振興計画は、第3条に規定する基本理念及び第4条各号に掲げる基本の方針を踏まえたも
のでなければならない。産業振興会議は、産業の振興に係る事項を調査研究し、産業振興政策の
提言と吉川市産業振興計画の継続的な見直しを行う。

3 市長は、産業振興計画の策定、変更又は評価をするに当たっては、事業者、勤労者、市民、有
識者等の意見を聴かなければならない。産業振興会議の組織及び運営に必要な事項は、別に規則
で定める。

4 市長は、産業振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前項の規定は、産業振興計画の変更について準用する。

(委任)

第11-0条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で市長が別
に定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日からより施行する。